

各部局の取組等の関連資料 目次

健康局 p 1

安全衛生部 p 4

子ども家庭局 p 6

障害保健福祉部 p 11

老健局 p 21

保険局 p 24

健康増進総合支援システム事業費

■生活習慣病予防のための健康情報サイト

平成20年度から実施された医療制度改革の一環として定められた特定健診・特定保健指導制度の実施に伴い、国民の生活習慣への改善を行うために、科学的知見に基づき正しい情報の国民への発信提供を行っている。

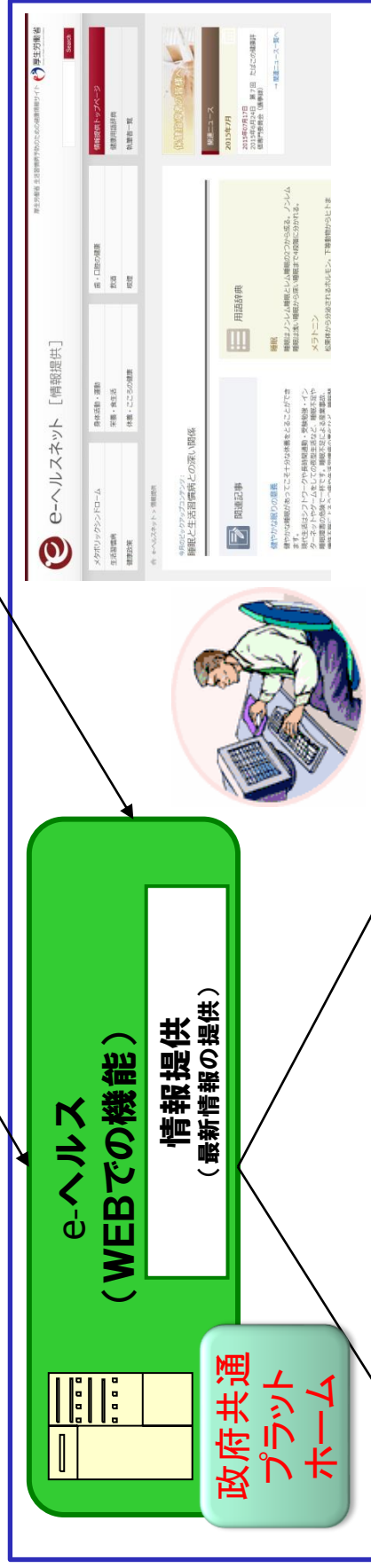
- 栄養・運動・休養・口腔・たばこ・アルコール・がん・糖尿病・循環器・**その他(感覚器など)**の10分野について、メタボリック対策等に必要な最新情報をウェブサイト(<http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>)にて提供。
- 情報提供は、最新の科学的知見に基づかなくてはならないため、情報評価委員会が正式決定した情報を掲載している。

構成図



情報評価委員会
(専門委員)

厚生労働省



保険者・事業者

情報提供対象者



生活習慣病に関する情報提供サイト「e-ヘルスネット」



健康づくりに役立つ情報や、自分で出来る健康チェック、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導を行うためのコンテンツを提供します。



情報提供



肥満・血糖値・血圧・中性脂肪・HDLコレステロール・喫煙のうち、たとえひとつでも生活習慣病のリスクがみつかったら、今日から改善に取り組みましょう。

毎日の生活習慣を見直すヒントとなる情報を各分野の専門家がお届けします。
健康用語の意味を解説した辞典もご用意しました。

難聴の追加

メタボリックシンドローム	生活習慣病
健康政策	身体活動・運動
栄養・食生活	休養
歯・口腔の健康	飲酒
喫煙	健康用語辞典

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>

遺伝性難聴の診断ガイドライン (難聴を伴う難病の診断ガイドライン)

対象疾病

- ・若年発症型両側性感音難聴(指定難病)
- ・アッシュヤー症候群(指定難病)
- ・ミトコンドリア難聴(指定難病)
- ・常染色体優性遺伝形式をとる非症候群性感音難聴
- ・常染色体劣性遺伝形式をとる非症候群性感音難聴
- ・X連鎖遺伝形式をとる非症候群性感音難聴
- ・Alport症候群
- ・BOR症候群
- ・ペンドレッド症候群
- ・NOG遺伝子変異による難聴
- ・van der Hoeve症候群
- ・Stickler症候群
- ・Treacher Collins症候群
- ・ワーデンブルグ症候群

現在、遺伝性難聴の診療の手引き 2016年版
が出版されている。ゲノム解析研究の進展によ
り、対象疾病について新規原因遺伝子が同定
されたため、これら新しい遺伝子を加えた形で
の診療ガイドラインの改訂を研究班*で準備して
いる。(平成31年度中に改訂予定)

急性高度性感音難聴の診療の手引き

対象疾病

- ・突発性感音難聴
- ・急性低音障害型性感音難聴
- ・外リンパ腫
- ・ムンプス難聴
- ・音響外傷

急性高度性感音難聴を呈する疾患のうち、比較
的罹患者頻度の高いと考えられる上記対象疾
患に関して、研究班*にて診療の手引きを作成
している。日本聴覚医学会ガイドライン委員会、
日本耳鼻咽喉科学会学術委員会の審査を経
て出版予定である。(平成30年度中に出版予
定)

*難治性聴覚障害に関する調査研究(厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患政策研究事業)
研究代表者:宇佐美真一(信州大学) 研究期間:平成29年度—平成31年度

第68回 全国労働衛生週間

平成29年10月1日（日）～7日（土） [準備期間：9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。68回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

10月1日～7日

全国労働衛生週間に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 ※今年のスローガンは上記です。
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間に実施する事項

1. 重点事項 ※取組の詳細は下表をご参照ください。

- (1) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (2) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- (4) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (5) その他の重点事項

(1) 治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
(2) 化学物質による健康障害防止	①ラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 ②「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしたラベル表示、SDSの入手状況や危険有害性情報の確認 ③リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果についての労働者に対する教育の推進 ⑤皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 ⑥特殊健康診断等による健康管理の徹底 ⑦建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
(3) メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 ③4つのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供 ④ストレスチェック制度の適切な実施 ⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 ⑥自殺予防週間(9月10日～9月16日)などをとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施 ⑦産業保健総合支援センターでのメンタルヘルス対策に関する支援の活用
(4) 過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ②長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 ③長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 ⑤小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
(5) その他	①職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 ②受動喫煙の健康影響についての教育啓発や、専門家に相談支援などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 ③「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底 ④労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

2. 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進
- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

3. 作業の特性に応じた事項

粉じん障害、電離放射線や騒音、振動、石綿、化学物質などによる健康障害防止対策の推進

4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

QRコード →



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

支援

【労働者健康安全機構】

0570-783046



↑QRコード



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000115267.html>

QRコード →



治療と職業生活の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/0000162833.html>

QRコード →



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援

http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

QRコード →



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro udoukijun/anzeneisei12/>

QRコード →



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

解説サイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

QRコード →



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。



解説サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/an zen/kag/kagaku_index.html

QRコード →



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。



支援

解説サイト

http://www.mhlw.go.jp/stf/s eisakunitsuite/bunya/koyou_r oudou/roudoukijun/anzen/kit suen/index.html

QRコード →



職場 受動喫煙

検索

熱中症予防対策

職場での熱中症予防のため、関係省庁や関係団体と連携し「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

解説サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000116133.html>

QRコード →



STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成29年12月28日
子母発1228第1号

都道府県
各 政 令 市 母子保健主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成19年1月29日雇児母発第0129002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

については、本通知の内容を御了知の上、管内市町村及び関係団体等に対する周知につき御配意願いたい。

【別紙】新旧対照表

下線部分は、改正部分

新	旧
<p>都道府県 政令市 特別区 母子保健主管部（局）長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>新生児聴覚検査の実施について</p> <p>聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。 このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。 都道府県におかれては、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市町村への指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添1及び別添2の資料を参考とされた</p> <p>なお、新生児聴覚検査事業については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度の地方財政措置において、「少子化対策に関する地方単独措置」として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添える。 おつて、本通知は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。</u></p> <p>1 新生児聴覚検査の実施について</p> <p style="text-align: right;">記</p>	<p>都道府県 政令市 特別区 母子保健主管部（局）長 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>新生児聴覚検査の実施について</p> <p>聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。 このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。 都道府県におかれては、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市町村への指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添1及び別添2の資料を参考とされた</p> <p>なお、新生児聴覚検査事業については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度の地方財政措置において、「少子化対策に関する地方単独措置」として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添える。</p> <p>1 新生児聴覚検査の実施について</p> <p style="text-align: right;">記</p>

<p>(1) 市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。</p> <p>① 新生児の訪問指導等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。</p> <p>ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、保護者等に対し検査の受診勧奨を行うこと。</p> <p>イ 新生児聴覚検査の結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。</p> <p>なお、検査の結果、支援が必要と判断されたことが望ましいこととされ、遅くとも生後6か月頃までに開始され、管内の新生児を含む全ての乳児に対し受診状況の確認を行うよう努めること。</p> <p>また、確認した受診状況等については、市町村においてとりまとめ、継続的な検査実施状況等（受診者数、未受診者数、受診率、検査結果、要支援児数等）の把握に活用すること。</p> <p>② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に行うこと。</p> <p>(2) 市町村は、(1)の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、別添2の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。</p>	<p>(1) 市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。</p> <p>① 新生児の訪問指導等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。</p> <p>ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、保護者等に対し検査の受診勧奨を行うこと。</p> <p>イ 新生児聴覚検査の結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。</p> <p>② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ること。</p> <p>(2) 市町村は、(1)の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、別添2の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 関係機関の連携等</p> <p>(1) 都道府県は、管内の市町村において、新生児に対する検査が適切に実施され、検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で連携体制を構築すること。</p> <p>協議会においては、市町村における実施状況等（公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者数・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握し、必要な対策について協議すること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 関係機関の連携等</p> <p>(1) 検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催する等により、都道府県単位で連携体制を構築することが望ましいこと。</p>

新	旧
<p>(2) (1)の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引書等を作成することが望ましいこと。</p> <p>(3) 検査結果等の個人情報<u>の取扱い</u>には十分留意すること。</p> <p>【別添1】</p> <p>医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項</p>	<p>(2) (1)の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引書等を作成することが望ましいこと。</p> <p>(3) 検査結果等の個人情報<u>保護</u>には十分留意すること。</p> <p>【別添1】</p> <p>医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 検査機関における対応</p> <p>(1) 新生児聴覚検査を実施する機関（以下「検査機関」という。）は、検査の実施に当たり、保護者に誤解や過剰な不安感を与えないよう、保護者に対し、検査の目的・内容・方法についてわかりやすく説明するよう努めること。</p> <p>(2) 検査機関は、検査の結果、リファーマ（要再検）のケースについては、保護者に対し十分な説明を行うよう努めること。</p> <p>(3) 検査機関は、保護者に説明し同意を得た上で、母子健康手帳に検査年月日及び結果を記録すること若しくは検査結果の写しを添付すること。指定養育医療機関において、聴覚検査を実施する場合には、<u>いても同様であること。</u></p>	<p>2 検査機関における対応</p> <p>(1) 新生児聴覚検査を実施する機関（以下「検査機関」という。）は、検査の実施に当たり、保護者に誤解や過剰な不安感を与えないよう、保護者に対し、検査の目的・内容・方法についてわかりやすく説明するよう努めること。</p> <p>(2) 検査機関は、検査の結果、リファーマ（要再検）のケースについては、保護者に対し十分な説明を行うよう努めること。</p> <p>(3) 検査機関は、保護者に説明し同意を得た上で、母子健康手帳に検査年月日及び結果を記録すること若しくは検査結果の写しを添付すること。又は、検査結果の写しを保護者に渡すことに努めること。又は、検査結果の写しを保護者に渡すことに努めること。</p>
<p>3 検査時期</p> <p>(1) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファーマ（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。</p> <p>(2) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施しない場合は、出生児が退院後可能な限り早期に検査を受診できるよう、検査機関との連携を図ること。</p> <p>(3) 精密検査は、遅くとも生後3か月頃までに実施することが望ましいこと。</p> <p>(4) 精密検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいこと。</p> <p>(5) 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、(1)から(4)までにかかわらず、医師により適切に判断されることが望</p>	<p>3 検査時期</p> <p>(1) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファーマ（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。</p> <p>(2) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施しない場合は、出生児が退院後可能な限り早期に検査を受診できるよう、検査機関との連携を図ること。</p> <p>(3) 精密検査は、遅くとも生後3か月頃までに実施することが望ましいこと。</p> <p>(4) 精密検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいこと。</p> <p>(5) 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、(1)から(4)までにかかわらず、医師により適切に判断されることが望</p>

新	旧
ましいこと。 4～5 (略) 【別添2】 (略)	ましいこと。 4～5 (略) 【別添2】 (略)

平成28年生活のしづらさなどに関する調査(難聴関係)①

1. 調査概要

○ 障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的としている。

○ 全国約2,400の国勢調査の調査区に居住する在宅の障害児・者等を対象として、平成28年12月1日時点の状況について、調査票配布数12,601人、有効回答数6,175人。

2. 聴覚障害者の状況

11. 聴覚障害者の数(推計値)

平成28年	平成23年	
	うち65歳以上	うち65歳以上
29.7万人	23.7万人 (79.8%)	24.2万人 17.5万人 (72.3%)

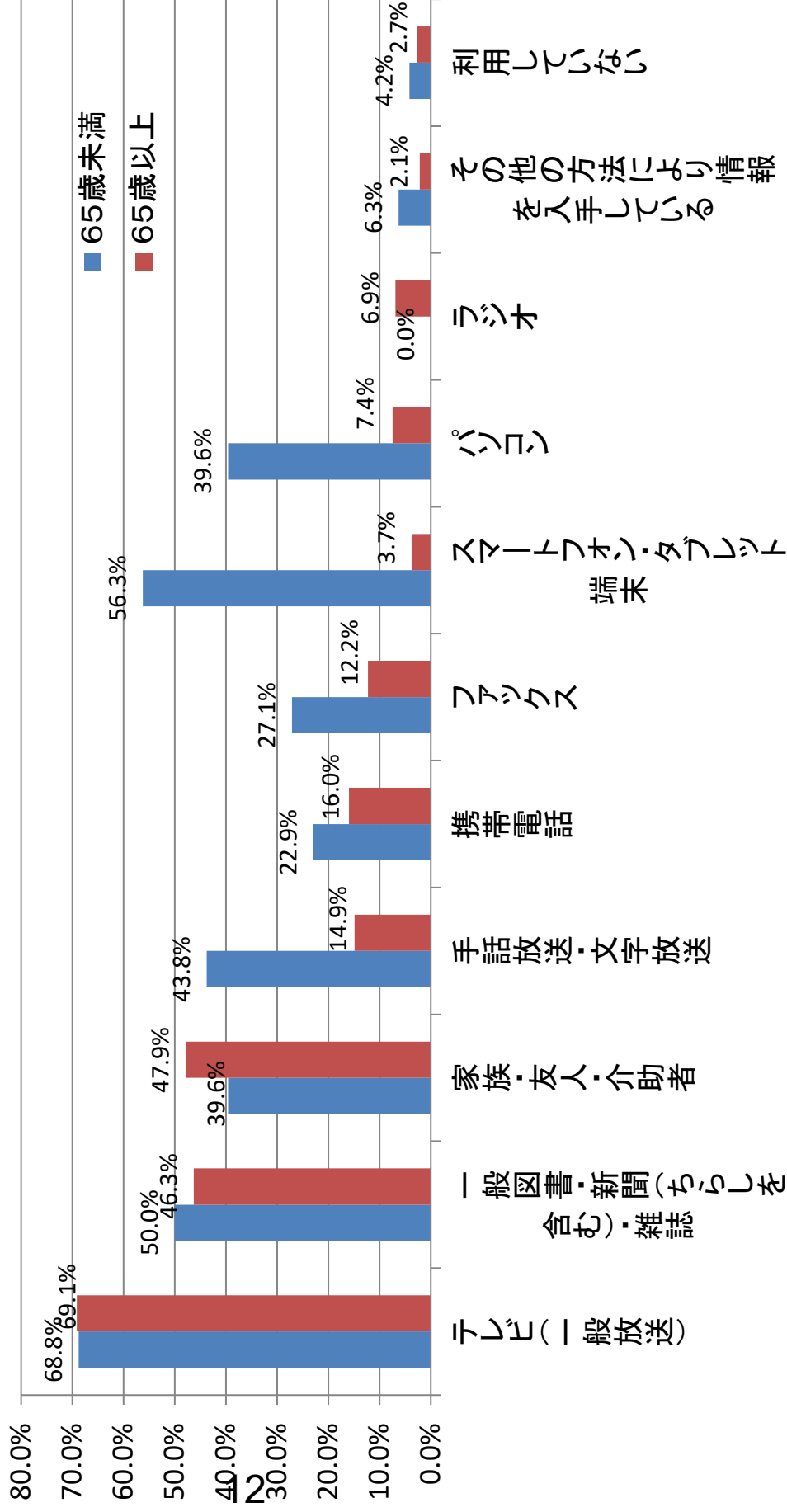
・ 障害の程度(平成28年)

1級	2級	3級	4級	5級	6級
3.0%	30.6%	14.1%	29.9%	—	26.3%

平成28年生活のしづらさなどに関する調査(難聴関係)②

□ 聴覚障害者(手帳所持)の情報入手手段

- ・ 65歳未満、以上ともにテレビによる情報入手が一番多い
- ・ 65歳未満の者は様々なチャネルから情報入手していることが窺え、特にスマートフォン・タブレット端末やパソコンの割合が多いことが特徴的



平成28年生活のしづらさなどに関する調査(難聴関係)③

- 聴覚障害者等、聞こえづらさを感じている者の日常的なコミュニケーション手段
- ・ 全般的に「補聴器」の割合が多い
 - ・ 手帳所持の65歳未満は様々なツールをコミュニケーション手段として利用している
 - ・ 手帳非所持者は、「補聴器」、「家族・友人・介助者」、「筆談・要約筆記」の割合が多い

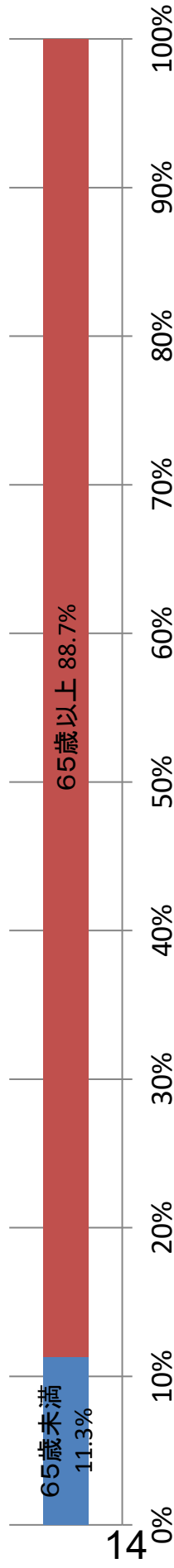
(コミュニケーション手段トップ5)

区分		①	②	③	④	⑤
聴覚障害者 (手帳所持)	65歳未満 (48人)	補聴器 25%(12件)	手話・手話通訳 25%(12件)	筆談・要約筆記 22.9%(11件)	スマートフォン・タブ レット端末 20.8%(10件)	ファックス 14.6%(7件)
	65歳以上 (188人)	補聴器 20.2%(38件)	筆談・要約筆記 9.0%(17件)	家族・友人・介助者 8.5%(16件)	ファックス 5.9%(11件)	手話・手話通訳 4.3%(8件)
手帳非所持 かつ自立支 援給付等非 受給	65歳未満 (3人)	家族・友人・介助者 66.7%(2件)	補聴器 33.3%(1件)	—	—	—
	65歳以上 (40人)	補聴器 52.5%(22件)	家族・友人・介助者 35.0%(14件)	筆談・要約筆記 17.5%(7件)	読話 7.5%(3件)	携帯電話 5.0%(2人)

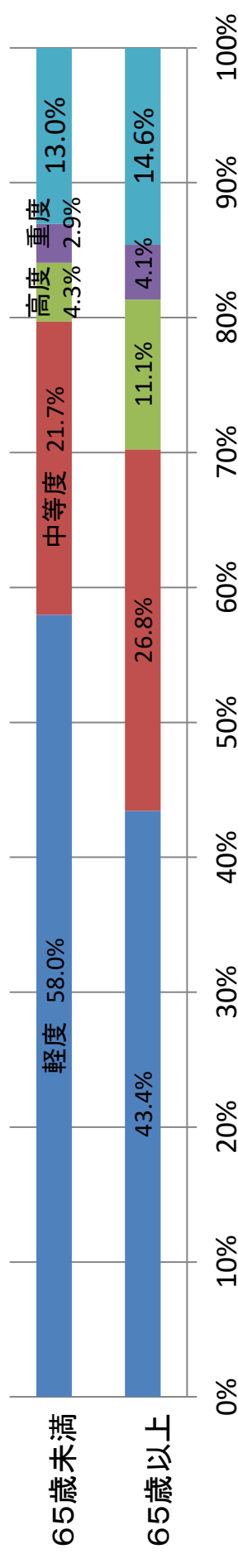
平成28年生活のしづらさなどに関する調査(難聴関係)④

- 聴覚障害者以外の者で概ね6ヶ月以内に聞こえづらさを感じている者の聴覚症状の状況
 - ・ 聴覚障害者以外の者で聞こえづらさを感じている者は全国76.8万人(うち軽度又は中等度が54.8万人)いると推計される
 - ・ 日常生活で聞こえづらさを感じている者の88.7%は65歳以上
 - ・ 聞こえづらさの程度が軽度又は中等度と考えられる者は65歳未満が70.2%、65歳以上が79.7%

▷ 聴覚障害者以外の者で聞こえづらさを感じている者の年齢構成



▷ 聴覚症状の状況(聞こえづらさの程度)



- 小さい声や騒音の中での会話の聞き間違いや聞き取りが困難と感じる(軽度)
- 普通の大きさの声の会話で聞き間違いや聞き取りが困難と感じる(中等度)
- 非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が聞こえない(高度)
- 補聴器でも聞き取れないことが多い(重度)
- 不詳

平成28年生活のしづらさなどに関する調査(難聴関係)参考資料①

□ 概ね6ヶ月以内に身体的又は精神的に具合の悪いところ(聞こえにくい・聞こえない)があった聴覚障害者、聴覚障害者以外の者の聴覚の症状の状況

	聴覚障害者 (手帳所持)		手帳非所持	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
総数	(266)	(211)	(5,909)	(3,748)
聞こえにくい・聞こえない	38.7% (103)	41.7% (88)	10.3% (610)	14.4% (541)
小さい声や騒音の中での会 話の聞き間違いや聞き取り が困難と感じる	10.7% (11)	10.2% (9)	45.1% (275)	43.4% (235)
普通の大さの声の会話で 聞き間違いや聞き取りが困 難と感じる	6.8% (7)	6.8% (6)	26.2% (160)	26.8% (145)
非常に大きい声か補聴器を 用いないと会話が聞こえな い	25.2% (26)	28.4% (25)	10.3% (63)	11.1% (60)
補聴器でも聞き取れないこ とが多い	25.2% (26)	23.9% (21)	3.9% (24)	4.1% (22)
不詳	32.0% (33)	30.7% (27)	14.4% (88)	14.6% (79)

※括弧内は有効回答数に基づく集計結果

難聴障害児支援における障害部の研究の位置づけ

(出生時)



早期発見

適切な
情報
提供

早期診断

(就学前)



保育園, 児童発達支援センター (1歳未満児通園施設), 公立ろう学校, 公立教育センター等

新生児聴覚
スクリーニング

1歳6カ月児健診

3歳児健診

就学前健診

(就学以降)



通常学級, 特別支援学校等

医療機関

画像検査, 先天性CMV感染症診断, 遺伝子診断 等

(概略)

聴力(dB)

25db
軽度

40db
中等度

70db
高度
(4・6級)

90db
重度
(2・3級)

手帳交付あり

必要があれば補聴器の装用を検討
言語発達に問題はほぼ見られない

補聴器の装用

言語発達に困難があればリハビリなどの療育※2

補聴器※1の装用

補聴器で改善乏しければ人工内耳植込術

補聴器・人工内耳の効果と併せて各年齢・発達段階における適切な療育

100dB以上であれば人工内耳植込術が第一選択

100dB以下は補聴器の装用

補聴器装用効果が乏しければ人工内耳植込術

人工内耳や補聴器の装用効果を確認しつつ適切な療育

課題

H29年度

(AMIED)

研究①

(推進事業)

研究②

(厚労科研)

「原因診断に基づく小児難聴の治療・療育システム構築に関する研究」

H29年度

(厚労科研)

「人工内耳装用児に対する早期介入の検討」 (H30年度)

早期発見以降の介入に関する好事例を収集することで、聴覚による言語獲得のための標準的な介入方法を検討

「聴覚障害児支援のための研修プログラム・テキスト開発」 (H30年度)

児童発達支援センター等の職員が活用し、心理的支援に重点を置き聴覚障害児支援の質を向上するためのプログラムやテキストを開発

適切な情報提供及び療育モデルの標準化のための研究を実施

「視覚・聴覚障害児療育のニーズ等把握のための調査研究」

※1 手帳所持者は補装具費支給制度の対象

※2 聴覚活用教育, 聴覚リハビリテーション, トータルコミュニケーション, 手話等

平成28年生活のしづらさなどに関する調査(難聴関係)参考資料②

□ 聴覚障害者の日常的な情報入手手段(複数回答)

	総数	
	65歳未満	65歳以上
総数	100.0% (236)	100.0% (48)
一般図書・新聞(ちらしを含む)・雑誌	47.0% (111)	46.3% (87)
パソコン	14.0% (33)	7.4% (14)
携帯電話	17.4% (41)	16.0% (30)
スマートフォン・タブレット端末	14.4% (34)	3.7% (7)
ファックス	15.3% (36)	12.2% (23)
テレビ(一般放送)	69.1% (163)	69.1% (130)
手話放送・文字放送	20.8% (49)	14.9% (28)
ラジオ	5.5% (13)	6.9% (13)
家族・友人・介助者	46.2% (109)	47.9% (90)
その他の方法により情報入手している	3.0% (7)	2.1% (4)
利用したいが、利用できない	0.0% (0)	0.0% (0)
利用していない	3.0% (7)	2.7% (5)

※括弧内は有効回答数に基づく集計結果

平成28年生活のしづらさなどに関する調査(難聴関係)参考資料③

□ 聴覚障害者等、聞こえづらさを感じている者の日常的なコミュニケーション手段

	聴覚障害者(手帳所持)		65歳未満		65歳以上		手帳非所持かつ自立支援給付等非受給者		65歳未満		65歳以上	
	100.0%	(236)	100.0%	(48)	100.0%	(188)	100.0%	(43)	100.0%	(3)	100.0%	(40)
総数	21.2%	(50)	25.0%	(12)	20.2%	(38)	51.2%	(22)	33.3%	(1)	52.5%	(21)
補聴器	0.8%	(2)	4.2%	(2)	-	(0)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
人工内耳	4.2%	(10)	10.4%	(5)	2.7%	(5)	7.0%	(3)	-	(-)	7.5%	(3)
読話	11.9%	(28)	22.9%	(11)	9.0%	(17)	16.3%	(7)	-	(-)	17.5%	(7)
筆談・要約筆記	8.5%	(20)	25.0%	(12)	4.3%	(8)	2.3%	(1)	-	(-)	2.5%	(1)
手話・手話通訳	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
触手話	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
指点字	1.3%	(3)	4.2%	(2)	0.5%	(1)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
パソコン・意思疎通支援機器	4.2%	(10)	6.3%	(3)	3.7%	(7)	4.7%	(2)	-	(-)	5.0%	(2)
携帯電話	4.7%	(11)	20.8%	(10)	0.5%	(1)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
スマートフォン・タブレット端末	7.6%	(18)	14.6%	(7)	5.9%	(11)	2.3%	(1)	-	(-)	2.5%	(1)
ファックス	1.7%	(4)	2.1%	(1)	1.6%	(3)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
コミュニケーションボード(絵・カード等)	7.2%	(17)	2.1%	(1)	8.5%	(16)	37.2%	(16)	66.7%	(2)	35.0%	(14)
家族・友人・介助者	0.8%	(2)	-	(0)	1.1%	(2)	4.7%	(2)	-	(-)	5.0%	(2)
その他												

※括弧内は有効回答数に基づく集計結果

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定) 通所支援事業所による言語聴覚士等の専門職員の支援の評価

理学療法士等による機能訓練の充実（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）における障害児へのきめ細やかな支援を強化するため、特別支援加算の加算の対象となる職種について、看護職員及び視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加した上で、単位数を引き上げる。

《特別支援加算の見直し》

【見直し前】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合
25単位/日

【見直し後】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合
54単位/日

(平成30年度の補装具費算定基準告示の改正) デジタル式補聴器の調整における加算

- 平成30年4月1日から、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）を改正し、補聴器の種目に係る備考欄に「デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること」との文言を追加。
- あわせて、「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」において、基準告示上の「補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者」は、「補装具業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とすること」と明確化。

高齢者における聴覚障害と総合機能・認知機能の包括的評価： 難聴補正による認知症予防を目指した調査研究（厚労H29-特別-015）



【目的】 難聴と認知機能・日常生活について予備的調査を行い、難聴と認知機能の知見を得る

【実施施設】 国立長寿医療研究センター（もの忘れセンター・老年学・社会科学センター）、
慶應義塾大学、東京大学、名古屋大学、愛知医科大学

【結果】

- ✓ 一般住民(平均80歳、161名)では補聴器使用率は1割であり、**半数が耳鼻咽喉科を未受診**であった。
- ✓ 老年内科外来では患者の**3割**が聞こえにくさを自覚している。
- ✓ 難聴は認知症に伴う**行動・心理症状の独立した関連因子**であった(68% vs. 32%)。
- ✓ 難聴患者では、視覚・記憶の問題の自覚が多く、**主観的健康度が低く、抑うつ傾向が高い**。
- ✓ 難聴患者では、物忘れの自覚、**不安、焦燥**が強い傾向がある。
- ✓ もの忘れ外来の難聴患者は、**1年以内の新規転倒を予測する**（オッズ比2.2, 95%信頼区間1.1-4.6）。

※複数のコホート解析による横断調査では、**難聴の有無でMMSEスコアに有意差を認めなかった**。
→ 難聴の自覚による区分のみでなく、耳鼻科での聴力・語音評価による患者の層別化が望ましい。
→ 難聴以外にも、転倒や耳鳴りなどの**前庭・平衡機能**についての評価も有用かもしれない。

【展望】 平成30年度から多施設共同研究を開始予定（AMED採択済）。
難聴患者への補聴器導入による認知症の抑制効果を検証する。



ESCARGOT
Establishment of Cognitive and Auditory Research
by Gerontologically Organized Team: Escargot study

○高齢化に伴う難聴者の認知症予防に関する研究の実施 【老健局】

・厚労特別研究（H29-特別-015）（7,500 千円）

「高齢者における聴覚障害と総合機能・認知機能の包括的評価：難聴補正による認知症予防を目指した研究」

・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）平成 30 年度認知症研究開発事業にて採択（13,000 千円）

「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」

・研究組織体制

国立長寿医療研究センター 物忘れセンター	佐治直樹
慶應義塾大学医学部耳鼻咽喉科学	小川郁
愛知医科大学耳鼻咽喉科学	内田育恵
名古屋大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科	曾根三千彦
東京大学大学院医学系研究科加齢医学	秋下雅弘
名古屋大学大学院医学系研究科地域在宅医療学・老年科学	梅垣宏行
名古屋大学大学院医学系研究科・精神医学	岩本邦弘
国立長寿医療研究センター・感覚器リハビリテーション医学	中島務
国立長寿医療研究センター 物忘れセンター	櫻井孝
国立長寿医療研究センター 脳機能画像診断開発部	中村昭範
国立長寿医療研究センター・老年学・生涯発達心理学	西田裕紀子
国立長寿医療研究センター・老年学・予防老年学研究部	島田裕之
愛知医科大学・臨床研究支援センター	室谷健太

【研究スケジュール】

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1) 厚労特別研究 (H29-特別-015)		AMED 課題への引き継ぎ		
・既存コホートの解析(長寿・名大)	----->	→		
・フィージビリティ研究	----->	----->		
・結果の解釈		◆		
・前向き観察研究の立案		◆		
2) 難聴と認知機能に関する前向き観察研究				
・患者の登録		-----	----->	
・観察期間		-----	-----	----->
3) 成果発表				◆
4) 研究のまとめ				◆

番号	テーマ名	事業概要
94	認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業	<p>成年後見制度利用促進法の施行を受け、設置された成年後見利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援のあり方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」と指摘されている。</p> <p>平成29年度の老健事業において、「認知症の人の意思決定支援ガイドライン(仮称)」の策定を進めており、本研究の成果を活用し、意思決定支援の事例集の策定及び普及のための研修の在り方について検討を行う。また、研修の在り方の検討後にモデル的に研修を行い、報告書を作成する。</p>
(研究開発)		
95	本人視点を重視した認知症の医療や介護に資する先端技術の活用に向けた調査研究事業	<p>未来投資会議等において認知症領域は注目されており、先端技術を活用した医療や介護に役に立つ情報や課題の収集を推進することとされている。また、このような取組を進めるに当たっても、新オレンジプランの柱の一つである認知症の人やその家族の視点を踏まえていくことが重要である。本事業は、先端技術の活用のあり方について、認知症の人やその家族の意見も交えた社会実装を行うための具体的な取組についての考え方を整理し、報告書にまとめる。</p>
96	認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた難聴高齢者に対する音響整備や聴覚スクリーニング検査に関する調査研究事業	<p>難聴高齢者が増加しており、特に認知症に関して、高齢者における潜在的な難聴による影響で、認知症の検査時に必要な情報が本人にインプットできていない場合や周囲の音質の調整等も含めた環境整備による診察過程が必要な場面も想定され、聴力の影響を加味して検査を進める必要がある。本事業では、認知症高齢者等にやさしい地域づくりにむけた、認知症高齢者に適切な音響環境の設定や音質の影響に関する実態調査、そして認知診断前における聴覚スクリーニングの必要性の検討に関する調査を行い報告書にまとめる。</p>
97	認知症の研究を効率的・効果的に推進するための体制構築に関する研究事業	<p>認知症施策の推進に資する研究を進めるためには、現状と課題を様々な視点で多面的に捉える必要があるとともに、社会全体を俯瞰し現状と課題を整理した上で研究に結びつけることが重要となる。このため、認知症当事者や家族をはじめ、関係省庁やアカデミアなど関係機関等が共同する研究体制のあり方及び効果的・効率的な研究手法について検討し、報告書としてまとめる。</p>
(認知症の人やその家族の視点の重視)		
98	認知症の人の意見に基づく認知症施策の改善に向けた方法論等に関する調査研究事業	<p>認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映させる取組を推進するため、自治体における認知症施策の評価方法等について調査する。認知症の人の意見を適切に認知症施策の評価に反映する手法について検討し、当該手法及び好事例をとりまとめて示すことにより、自治体において有効かつ実行可能な取組を推進し、認知症の人の視点に立った効果的な施策の着実な展開を促進する。</p>
99	認知症施策のアウトカムとして認知症のご本人やご家族の視点を重視した評価指標の確立に関する研究事業	<p>認知症施策総合推進戦略(新オレンジプラン)では「医療・介護サービス等の提供に関し、個々の資源の整備に係る数値目標だけでなく、これらの施策のアウトカム指標の在り方についても検討し、できる限りの定量的評価を目指す」としており、標準的な指標の確立が求められている。</p> <p>認知症の人とその家族に対して、生活の安寧度を示す認知症施策による具体的な評価要素を踏まえつつ、認知症施策に関する適正なアウトカム指標を作成・設定するとともに、その有効性を検証し、その評価指標を確立・普及するよう報告書をまとめる。</p>

- ・ [本文へ](#)
- ・ [English](#)
- ・ [文字拡大・読み上げ](#)



国



- ・ [本文へ](#)
- ・ [English](#)
- ・ [文字拡大・読み上げ](#)
- ・ [利用者別に調べる](#)
- ・ [サイトマップ](#)

Toggle navigation [メインメニュー](#)

- ・ [利用者別に調べる](#)
- ・ [サイトマップ](#)
- ・ [ホーム](#)
- ・ [税の情報・手続・用紙](#)
 - [税について調べる](#)
 - [申告手続・用紙](#)
 - [納税・納税証明書手続](#)
 - [税理士に関する情報](#)
 - [お酒に関する情報](#)
 - [キッズページ\(税の学習コーナー\)](#)
- ・ [刊行物等](#)
 - [パンフレット・手引](#)
 - [インターネット番組\(Web-TAX-TV\)](#)
 - [出版物](#)
 - [統計情報](#)
 - [点字広報誌「私たちの税金」](#)
- ・ [法令等](#)
 - [税法\(e-Govの「法令データ提供システム」へリンク\)](#)
 - [法令解釈通達](#)
 - [その他法令解釈に関する情報](#)
 - [事務運営指針](#)
 - [国税庁告示](#)
 - [文書回答事例](#)
 - [質疑応答事例](#)
- ・ [お知らせ](#)
 - [トピックス](#)
 - [報道発表](#)
 - [パブリックコメント](#)
 - [調達情報・公売情報](#)
 - [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
 - [その他のお知らせ](#)
- ・ [国税庁等について](#)
 - [国税庁の概要](#)
 - [組織\(国税局・税務署等\)](#)
 - [採用情報](#)
 - [国税庁の実績評価](#)
 - [審議会・研究会等](#)
 - [情報公開](#)

1. [ホーム](#)
2. [法令等](#)
3. [その他法令解釈に関する情報](#)
4. [申告所得税関係](#)
5. 補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて(情報)

個人課税課情報	第3号	平成30年4月16日	国税庁 個人課税課
---------	-----	------------	--------------

補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて(情報)

標題のことについて、厚生労働省から照会があり、これに対して次のとおり回答したので、今後の執務の参考とされたい。

(照会要旨)

医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、医療費控除の対象となる医療費に該当するとされているところですが、今般、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が定めた「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」(別添参照。注)において、医師等による診療や治療と購入する補聴器の関係を記載する項目が設けられました。

この項目により、購入する補聴器が医師等による診療や治療を受けるために直接必要である旨が記載(証明)されている場合の当該補聴器の購入費用については、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医療費控除の対象となると考えますが、貴庁の見解を承りたく照会いたします。

(注) 同学会が認定した補聴器相談医が患者の耳科に関する医学情報や聴覚に関する情報等を記載し、補聴器の新規適合や更新等のために患者に交付するものです。

【別添】[補聴器適合に関する診療情報提供書\(2018\)について\(PDF/438KB\)](#)

(回答)

医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となります。

補聴器が診療等のために直接必要か否かについては、診療等を行っている医師の判断に基づく必要があると考えられますので、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」により、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用(一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限ります。)は、医療費控除の対象となります。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

[法令等](#)

[税法\(e-Govの「法令データ提供システム」へリンク\)](#)

[法令解釈通達](#)

[その他法令解釈に関する情報](#)

[事務運営指針](#)

[国税庁告示](#)

[文書回答事例](#)

[質疑応答事例](#)

サイトマップ(コンテンツ一覧)

1. [ホーム](#)
2. [法令等](#)
3. [その他法令解釈に関する情報](#)
4. [申告所得税関係](#)
5. [租税特別措置法第25条及び第67条の3の改正等に伴う肉用牛の売却に係る課税の特例について\(情報\)](#)

[税の情報・手続・用紙](#)

- ・ [税について調べる](#)
- ・ [申告手続・用紙](#)
- ・ [納税・納税証明書手続](#)
- ・ [税理士に関する情報](#)
- ・ [お酒に関する情報](#)
- ・ [キッズページ\(税の学習コーナー\)](#)

[刊行物等](#)

- ・ [パンフレット・手引](#)
- ・ [インターネット番組\(Web-TAX-TV\)](#)
- ・ [出版物](#)
- ・ [統計情報](#)
- ・ [点字広報誌「私たちの税金」](#)

[法令等](#)

- ・ [税法\(e-Govの「法令データ提供システム」へリンク\)](#)
- ・ [法令解釈通達](#)
- ・ [その他法令解釈に関する情報](#)
- ・ [事務運営指針](#)
- ・ [国税庁告示](#)
- ・ [文書回答事例](#)
- ・ [質疑応答事例](#)

[お知らせ](#)

- ・ [トピックス](#)
- ・ [報道発表](#)
- ・ [パブリックコメント](#)
- ・ [調達情報・公売情報](#)
- ・ [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- ・ [その他のお知らせ](#)

[国税庁等について](#)

- ・ [国税庁の概要](#)
- ・ [組織\(国税局・税務署等\)](#)
- ・ [採用情報](#)
- ・ [国税庁の実績評価](#)
- ・ [審議会・研究会等](#)
- ・ [情報公開](#)

[利用者別情報](#)

- ・ [個人の方](#)
- ・ [法人の方](#)
- ・ [源泉徴収義務者の方](#)

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (法人番号7000012050002)

[所在地情報](#)

- ・ [ご意見・ご要望](#)
- ・ [関連リンク](#)
- ・ [ウェブアクセシビリティ](#)
- ・ [利用規約・免責事項・著作権](#)
- ・ [プライバシーポリシー](#)

補聴器適合に関する診療情報提供書(201□)

平成 年 月 日

認定補聴器専門店 _____ 様

認定補聴器技能者 _____ 様

医療機関
補聴器相談医
住所 電話

下記の患者さんは補聴器の新規適合、更新、使用機種の変更、装用耳変更、両耳装用への変更、修理が必要と考えられます。つきましては、機種選択・調整等を適切に行い、結果を「補聴器適合に関する報告書」に記入して当院に報告して下さるようお願いします。また、補聴効果を確認するため、ご本人が再度来院されるようにお勧めください。

ふりがな

氏名 _____ 様 年齢 _____ 歳 男 女 職種 _____

必要な項目に記載してください。再調整・修理の場合は2. 7. のみで可です。

1. 耳科に関する医学情報

診断名 感音難聴 (右耳 左耳) 混合性難聴 (右耳 左耳)
 伝音難聴 (右耳 左耳) 術後耳 (右耳 左耳)

鼓膜所見 (異常なし 異常あり)

鼓膜穿孔 (右耳 左耳 なし)

年1回以上の耳漏 (右耳 左耳 なし)

鼓膜の位置が浅い (右耳 左耳 なし)

鼓膜が薄く弱い (右耳 左耳 なし)

外耳道所見 (異常なし 異常あり)

後壁の欠損 (右耳 左耳 なし)

著しく狭い (右耳 左耳 なし)

過度に曲がる (右耳 左耳 なし)

湿疹・疼痛 (右耳 左耳 なし)

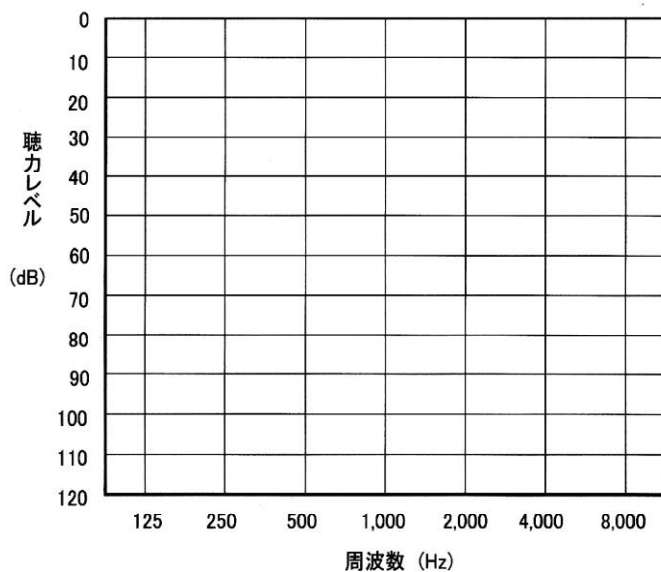
特記事項 (その他の所見および耳型採取、機種選択で注意すべき事項があれば記入)

.....

.....

.....

2. 純音聴力に関する情報



純音聴力に関する特記事項 (機種選択、調整、装用耳などで考慮すべきことがあれば記入)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以下の事項については、可能な範囲で記載してください。

3. ことばの聞き取りに関する情報

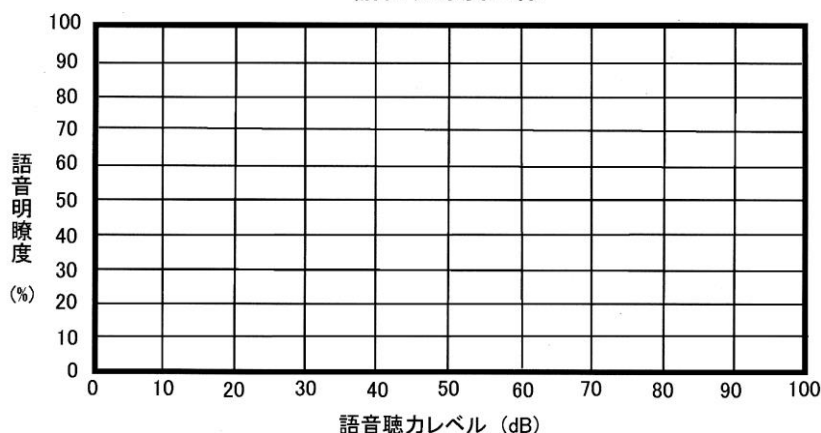
最高(最良)語音明瞭度

右耳 _____ % _____ dB

左耳 _____ % _____ dB

最高語音明瞭度の簡易測定法は補聴器適合検査の指針(2010)では、57-S語表を用い、語音の検査音圧は平均聴力レベル上 30 dBとするが、重度難聴では可能なレベルとすると規定されている。

語音明瞭度曲線



最高(最良)語音明瞭度または語音明瞭度曲線は測定結果があれば記入してください。
測定していない場合は以下の中で該当項目をチェックしてください。

ことばの聞き取り状況(補聴器非装用時)

- 静かな室内で1□離れての会話 普通の大きさの声による対面会話は理解可能
 少し大きな声でゆっくり話せば理解可能
 大きな声でゆっくり話せば理解可能
- 耳元で大声での会話 理解困難 理解可能
- 大きな騒音のない屋外での会話 普通の大きさの声による対面会話が理解可能
 大きな声でゆっくり話せば対面会話が理解可能
- 騒音下での会話の弁別 極端に悪くなる 少し悪くなる

4. 装用耳に関する情報

適合耳 両耳 片耳 (右耳 左耳 どちらでも可) 両耳・片耳いずれでも可
 試聴後本人の希望を聞いて決める

補聴器の形態 医師の推奨 (耳あな型 耳かけ型 ポケット型 なし)
 本人の希望にあわせる

特記事項 (とくに重要な指導事項などがあれば記入)

5. 難聴・補聴器に関する情報

本人の補聴器装用希望や意欲 (あり はっきりしない 消極的 なし) 試聴希望あり
 難聴を家族や他の人に指摘された 家族や他の人に補聴器装用を奨められた
[特記事項]

・補聴器を必要とする主な場面 (医師等による診療や治療を受けるために直接必要)

・補聴器への期待や不安

・価格の希望、使用目的などを含め、とくに重要な指導事項や注意などがあれば記入

※ 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器である場合、当該補聴器の購入費用については、医療費控除の対象となります。医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器である場合は、当該補聴器を必要とする主な場面とともに、使用目的を具体的に記入してください。

6. 補聴器の選択・調整に当たって特に留意すること(過去3ヵ月以内の聴力低下、聴力変動、耳鳴、めまいなどがあれば対応法について記入)

使用している補聴器の再適合・再調整・修理などが必要な場合に記載する事項

7. 現在使用中補聴器の問題点(再調整または修理・点検依頼項目)
(聴力が変化している場合はオージオグラムに最新の聴力を記載すること)

(1) 補聴器再調整が必要な理由

- 聴力が変化した(悪くなった よくなった) 聴力の変化なし
 語音明瞭度が悪化した
 装着していても会話が聞き取りにくくなった
 音が小さくなった
 音質が悪くなった(具体的に: _____).
 雑音がうるさくなった
 響くようになった
 頻繁にハウリングする
 補聴器適合検査結果不良_____
 その他: _____
 使用時に具体的に困ること_____
 補聴器の不具合を感じる主要な場面_____

(2) 修理が必要な理由

- 電池交換しても音が出ない 音が出たり出なかったりする
 スイッチを入れると雑音が出る 音が小さくなった
 ハウリングが止まらない ポリウムが働かない
 挿入すると耳が痛い イヤモールド、シェルの不具合
 その他: _____
 破損した: _____

(3) 修理後の再調整

- 修理後は元の調整にする 修理後あらたに再調整必要
 その他: _____

新規適合、更新、使用機種の変更、両耳装用への変更、修理のすべてについて

8. その他の情報(機種選択、補聴器の機能、調整の方針、および、選択・調整において必要な要望があれば記入)

